○糸魚川市建設コンサルタント等業務共同企業体運用基準

平成22年３月19日

訓令第７号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定共同企業体（第３条―第６条）
第３章　経常共同企業体（第７条―第10条）
第４章　雑則（第11条―第13条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この基準は、糸魚川市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第11号。以下「規程」という。）第13条、第14条及び第22条の規定により、共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の活用）

第２条　特定共同企業体の活用に当たっては、その対象業務の種類と目的を勘案し、単体企業及び経常共同企業体による施行に比べ効果的な施行が確保できると認められる場合とし、経常共同企業体は、中小企業が持続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び技術力を強化しようとする場合に活用する。

第２章　特定共同企業体

（対象業務）

第３条　特定共同企業体として発注する業務（以下「対象業務」という。）は、技術的難度が高く、業務の性格に照らし、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施行が確保できると認められ、糸魚川市競争入札選定委員会（以下「選定委員会」という。）において特に必要と認められる業務とする。

（対象業務の指定及び構成員の選定）

第４条　選定委員会は、対象業務の指定及び特定共同企業体の構成員に適する業者の選定を次に基づいて行うものとする。

(1)　すべての構成員が規程第６条第１項又は第８条第３項の規定により入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2)　１企業体の構成員は、２又は３社とする。ただし、多数の業種にわたる等により技

術力を結集する必要があるものは、円滑な共同施行の確保に支障を生じないと認められる場合に限り５社までとすることができる。

(3)　すべての構成員が対象業務を構成する１部を含む業務について元請としての施行実績があること。ただし、相当の施行実績を有し、確実かつ円滑な共同施行が確保できると認められる場合においては、この限りでない。

(4)　すべての構成員が対象業務に対応する業種について法律上必要な登録を受けてからの営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施行実績を有し、確実かつ円滑な共同施行が確保できると認められる場合においては、この限りでない。

（申請の要件）

第５条　特定共同企業体の資格審査の申請をするものは、次の要件をすべて具備していなければならないものとする。

(1)　最小出資比率は、当該企業体ごとの構成員による均等割の10分の６以上であること。

(2)　代表者は、構成員のうち最大の施行能力を有する者であること。

２　特定共同企業体の結成は、対象業務の入札参加を希望する業者間の自主結成とする。この場合対象業務について、他の特定共同企業体の構成員となることはできない。

（資格審査の省略）

第６条　財政課は、前条の規定により当該企業体の入札参加に支障がないとしたときは、選定委員会の委員長にその旨を報告し、資格審査に代えることができる。

第３章　経常共同企業体

（登録業種等）

第７条　経常共同企業体が入札に参加することができる業種（以下「登録業種」という。）は、測量業務及び建築設計業務とする。ただし、選定委員会で特に選定した場合は、この限りでない。

２　前項の規定により登録した企業体の構成員は、期間中、登録業種の業務に単体での入札参加はできないものとする。ただし、選定委員会で特に選定した場合は、この限りでない。

（申請の要件）

第８条　経常共同企業体の結成は、中小業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第２項第１号に該当する業者をいう。）による自主結成によるものとし、次の要件をすべて具備していなければならないものとする。

(1)　構成員が規程第６条第１項又は規程第８条第３項の規定により名簿に登載されている者であること。

(2)　構成員は、２又は３社とする。

(3)　糸魚川市内に本店を有する者による組合せであること。

(4)　最小出資比率は、第５条第１項第１号の規定を準用する。

(5)　当該業務と同種の業務について元請、下請、公共及び民間を問わず、完成業務実績を有すること。

(6)　構成員が登録業種について、他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。

（資格審査）

第９条　経常共同企業体の資格審査は、規程第16条の規定による。

（共同企業体の解散）

第10条　名簿に登載された経常共同企業体は、その参加資格の有効期間（当該期間を経過した日において、請け負った業務で未完成のものがあるときは、当該業務が完成する日までの間）は、構成員の破産、解散等やむを得ない理由がある場合を除き、解散することができないものとする。

第４章　雑則

（共同企業体に対する通知等）

第11条　業務の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、すべての共同企業体の代表者を相手方とする。

（共同企業体からの脱退に対する承認）

第12条　業務を受注した共同企業体の構成員は、市長の承認を受けなければ業務の途中において共同企業体から脱退することができないものとする。

（その他）

第13条　この基準により難い場合には、選定委員会が決定するものとする。

附　則

この基準は、平成22年４月１日から実施する。

前　文（平成30年４月１日訓令第６号）抄

令達の日から施行する。